

2026年6月18日

各 位

会 社 名	株式会社バッファロー	
代 表 者 名	代表取締役 社長執行役員CEO 牧 寛之 (コード番号：6676)	
問 合 せ 先	社長室長	富谷 英人
	電話 03-4213-1122	

第40期定時株主総会後のガバナンス体制の変更、 ファイナンス委員会及び評価委員会の新設に関するお知らせ

当社は、2026年6月18日開催の取締役会において、第40期定時株主総会後のガバナンス体制の変更、取締役会の諮問機関として任意のファイナンス委員会及び評価委員会を新設することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ガバナンス体制の変更

(1) ガバナンス体制の変更の目的

当社は、公表経営目標である「連結ROE（自己資本利益率）15%以上」（以下、「公表経営目標」という。）の継続的な達成に向け、経営における「推進」と「牽制」のバランスを最適化した構造を整備いたします。これにより、ガバナンスの更なる強化と迅速な意思決定を両立させ、持続的な企業価値向上を目指します。

(2) ガバナンス体制の変更後の概要

執行機能と監督機能を整備し、業務執行への牽制機能を効かせる体制へ変更いたします。

① 執行役員会

- ・ 執行役員会は、執行全部門・子会社を網羅する部局と緊密に連携し事業計画を立案。
- ・ 立案された事業計画は、ファイナンス委員会での諮問及び取締役会での承認を経て、執行役員会・部局が業務を執行。

② 執行内モニタリング

内部統制委員会による内部統制・コンプライアンス・リスク管理の評価・改善。

③ 取締役会による監督

諮問機関：ファイナンス委員会（新設）、評価委員会（新設）。

④ 監査等委員会による監査・監督

取締役の職務執行の監査、監査室による内部監査。

(3) ガバナンス体制における取締役の役割・構成

① 代表取締役（社内取締役）

社長執行役員を兼務、執行役員会を主宰して事業を推進。

② 内部統制委員長（社内取締役）

内部統制委員会を主宰し、執行組織に対する牽制機能を担う。

③ 監査等委員会委員長（社内または社外取締役＜常勤＞）

監査等委員会を代表し、監査活動を主導する。

④ 社外取締役

監査等委員かつ常勤による実効性を重視する。

- ・ 監査等委員会（選定監査等委員）の報告徴求・業務財産調査権を行使可能。

- ・常勤：当社を最優先に注力いただき、社内情報も豊富に得て十分に当社を理解した上でしっかりとした討議をいただく。

2. ファイナンス委員会の新設

(1) 設置の目的

資本コストや株価を意識した経営の推進と、規律ある健全な事業成長に向けた財務ガバナンスの強化を目的としております。

(2) 委員会の役割

ファイナンス委員会は取締役会の諮問に応じて、主に次の事項について評価及び審議し、取締役会に対して答申を行います。

- ①公表経営目標と事業計画・資本政策の整合性の検証及び進捗監視
- ②業績連動報酬における達成目標の客観性・正当性の担保
- ③M&A 案件における戦略的整合性およびシナジー発現の事前・事後評価
- ④その他、上記項目に関連する事項

(3) 委員会の構成

- ①取締役会が選定した3名以上で構成するものとします。
- ②委員会の過半数は、社外取締役または監査等委員で構成するものとします。

(4) 設置日

2026年6月25日

3. 評価委員会の新設

(1) 設置の目的

当社グループの取締役及び執行役員の評価・報酬に関する手続きの公正性、透明性及び客観性を強化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実を図ることを目的としております。なお、現状の取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の機能も担うため、報酬委員会は統合（廃止）いたします。

(2) 委員会の役割

評価委員会は取締役会の諮問に応じて、主に次の事項について評価及び審議し、取締役会に対して答申を行います。

- ①当社グループの取締役及び執行役員の評価
- ②当社グループの取締役及び執行役員の候補者の評価
- ③①に基づく対象者の報酬に関する事項
- ④その他、上記項目に関連する事項

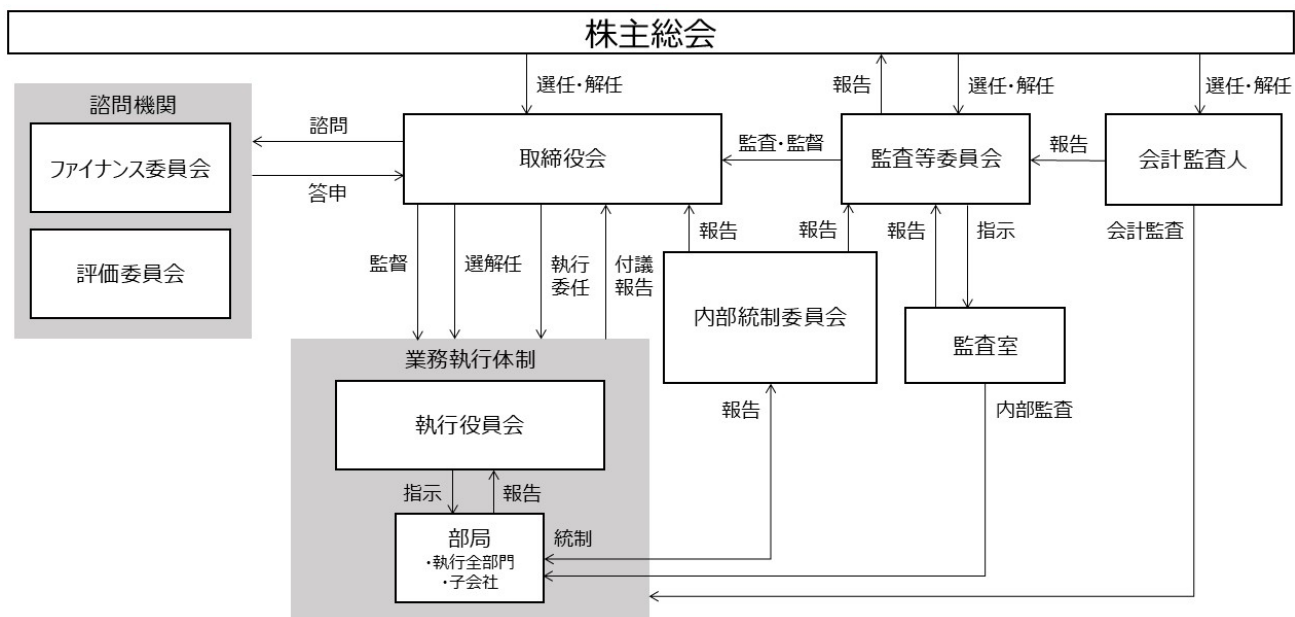
(3) 委員会の構成

- ①取締役会が選定した3名以上で構成するものとします。
- ②委員会の過半数は、社外取締役または監査等委員で構成するものとします。

(4) 設置日

2026年6月25日

(ご参考) 新体制図



以上